

東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会（令和5年度第1回） 議事録

○日 時 令和5年7月21日（金） 午前10時00分から午前11時30分まで

○出席者

（委員） 浅野 敬子 武蔵野大学通信教育部人間科学部 講師  
○飛鳥井 望 公益社団法人被害者支援都民センター 理事長  
糸賀 美恵 全国犯罪被害者の会（新あすの会） 会員  
大塚 淳子 帝京平成大学人文社会学部 教授  
北野 孝輔 弁護士（スプリング法律事務所）  
◎椎橋 隆幸 中央大学 名誉教授  
（オブザーバー）中村 和弘 警視庁総務部企画課犯罪被害者支援室長  
（事務局） 川上総務局理事（人権担当）、住野人権部長、松下被害者支援連携担当  
課長、山根課長代理、谷口主任、金谷主任、横田被害者等支援専門員

【議事内容】

（椎橋座長）

それでは、定刻より少し早いかもしれませんが皆様お集まりですので、ただいまから会議を開催いたします。本日はお忙しい中、酷暑の中をお集まりいただきまして大変ありがとうございます。本日は、「令和5年度第1回東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会」でございます。ご参加いただき、大変ありがとうございます。

まず、会議の開催に先立ちまして、議事進行の取扱いと配布資料の確認につきまして、事務局より説明をお願いしたいと思います。

（事務局）

事務局よりご説明いたします。本会議は設置要綱第5条第3項に基づき、公開としております。議事録についても全文それぞれの発信者のご氏名を入れ、配布資料とともに東京都のホームページで公開する予定でございます。つきましては、被害者等の個人名や団体名が特定されないよう、ご発言にご留意いただきますようお願いいたします。また、本日は議事録作成のため録音をさせていただいておりますのでご承知おきください。議事録に

つきましては事務局で議事録案を作成し、発言者の皆様にご確認させていただきますので、お忙しいとは存じますがご協力よろしくお願いたします。

本日、前回に引き続き、警視庁犯罪被害者支援室の中村和弘室長にオブザーバーでご参加いただいております。

また、本年4月の人事異動により、事務局の部長と課長に交代がありましたのでご紹介させていただきます。総務局人権部長の住野でございます。

(住野部長)

人権部長の住野でございます。先生方、どうぞよろしくお願いたします。

(事務局)

続きまして、総務局人権部被害者支援連携担当課長の松下でございます。

(松下課長)

松下でございます。どうぞよろしくお願いたします。

(事務局)

最後に、本日の資料について確認させていただきます。机上に置かせていただいておりますが、本日の資料は、資料1、資料2、資料3-1、資料3-2、資料4、そして最後に参考資料として、「東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会設置要綱」。以上を置かせていただいております。お手元でございますでしょうか。大丈夫でございますね。では、事務局からは以上でございます。

(椎橋座長)

ありがとうございました。次に、会議の開催に当たりまして、東京都総務局人権担当の川上理事から一言ご挨拶いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

(川上理事)

おはようございます。東京都総務局人権担当理事の川上でございます。今日はよろしくお願いたします。本日はお忙しい中、東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会にご出席

いただきまして誠にありがとうございます。また、委員の皆様におかれましては、日頃から犯罪被害者等の支援施策の推進に当たりまして、ご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。今年度の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

減少傾向にございました全国の刑法犯認知件数につきましては、令和4年に20年ぶりに増加に転じました。東京都の現状を見ましても、刑法犯認知件数及び殺人や強制性交等をはじめとした凶悪犯の件数がともに増加しておりまして、こうした犯罪による被害者やご家族の方などに対する支援の取組をより一層強化することが求められているところでございます。

令和3年2月に策定いたしました第4期東京都犯罪被害者等支援計画につきましては、今年度が計画期間の折り返し時点となります。関係機関のどこを起点としても必要な支援につながり適切な支援を受けられるよう、総合的な支援体制の整備に向けて被害者等支援専門員の配置、性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターでのコーディネーター配置、被害者等支援ノートの作成・配布などの取組を展開してまいりましたところではあります。関係機関との連携を一層深めまして犯罪被害者等のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施していく必要がございます。今後も計画の推進に当たりまして、被害者支援の深い知見をお持ちの皆様から専門的なお立場からの意見を頂くことが不可欠と考えてございます。

委員の皆様には、ご多忙中のところ大変恐縮ではございますが、昨年度に引き続きまして都が取り組むべき施策等について忌憚のないご意見を頂ければ幸いです。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

(椎橋座長)

ありがとうございました。それでは、議事を進行してまいります。本日の議題は、お手元の次第にございますように「東京都の犯罪被害者等支援事業について」であります。まず初めに、事務局より配布資料の説明を一括してお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(事務局)

資料1から4により説明

(椎橋座長)

ありがとうございました。ただいま事務局から、第4期支援計画の2年度の運営における各施策の実施状況と、それから今後の取組等についてご説明がございました。

これから、委員の皆様からのご質問とか確認事項、あるいは意見交換の時間にしたいと考えております。犯罪被害者等の支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、第4期支援計画の各施策の取組状況等に委員の皆様の忌憚のないご意見をお願いしたいと思っております。なお、円滑な進行のためにご発言は順番にお願いしたいと思っております。大変僭越でございますけれども、次のような順番で各委員からご発言をお願いできればと思います。飛鳥井委員から順番に、大塚委員、北野委員、浅野委員、糸賀委員、この順番でお願いしたいと思っております。それでは、飛鳥井委員からよろしくお願いたします。

(飛鳥井委員)

大変ご丁寧なご報告をありがとうございました。3年目の折り返しの年ということで、順調にいろいろスタートしている様子が分かりました。スタートだけではなく既に軌道に乗ってきているということも分かりました。各相談機関の件数も伸びておりますし、それから、目玉の1つでありますコーディネーターの方の関わりの件数も増えております。それから、経済的な負担軽減のための件数も順調に伸びているというところで、着実に進展しているなという印象であります。

3年目というところで少し具体的なことも教えていただければと思います。何点かあるのですが、1点目は基礎自治体に対するバックアップということが支援計画の目玉の1つなのですが、順調にオンデマンド配信なども始められたということでもよかったと思います。それで、確か以前の会議のときに、資料3-1の2ページの項目2にも書いてありますけど、やはり基礎自治体は取組が結構まだ凸凹があるので、好事例を取り上げてそれを共有したらいいのではないかというお話があったかと思っております。そこら辺の取組はいかがだったでしょうか。確かにこういった良い例があったのでそれを紹介した、あるいはその情報を収集されているといったことがあったら教えていただければと思います。

それから2点目ですが、3ページ目の緊急支援体制のところ、これも支援計画の目玉の1つではありますが、大規模被害者支援事案発生時の緊急支援体制というのがございます。これも恐らくもう取組を始められて関係機関での議論も進んでいると思いますが、例えば活動マニュアル等の具体化した取組についてどういった状況にあるか教えていただければ

と思います。

3点目が、資料7ページになりますけれども、確か支援計画についての目標設定がありまして、総合相談窓口やワンストップセンターの認知度を上げるということがあったと思います。なかなか高い数字を目標にしておられたと記憶していますが、今ご報告の中でもいろいろな形で広報計画をされていると伺いましたが、さらに何か今後お考えになっていることがあれば教えていただければと思います。

それから、もう1点。教育庁の取組で性犯罪・性暴力の抑止ということで教育庁が新たな推進校を3校指定して取組を始めたということで、具体的な情報が教育庁からまだ十分得られていないということですが、例えば発達段階に応じた性暴力抑止に向けた取組だとかもう少し具体的に何か分かれば、今後教えていただければと思います。

それから、その前の21ページで青少年のネット、スマホのトラブル相談の窓口の運営等がございますが、これも性犯罪の防止のために、子どもたちが巻き込まれないためには大変重要な取組だと思われま。既にリーフレットを配られたり、ネットを利用した講座を開催されているということで、具体的にどんなふうにリーフレットを配られ、受講者をどういうふうにリクルートして、どういうふうに配信し、運営されているか分かれば教えていただければと思います。以上のようなところです。

(椎橋座長)

ありがとうございました。ただいま飛鳥井委員から5点ほどご意見とご質問を含めてあったと思いますが、事務局のほうでいかがでしょうか。

(事務局)

お1人お1人お答えしたほうがよろしいでしょうか。

(飛鳥井委員)

それと、あともう1点です。東京都が実施している公費負担のカウンセリング件数は出ていましたが、警視庁が実施している公費負担のカウンセリング件数についても、併せて教えていただければと思います。

(椎橋座長)

進め方ですが、一通り委員の方々からご意見、ご質問を伺ってからという方法が一つの合理的な方法であると思います。各委員のご発言内容が重なるということもありえますので、一通り拝聴してからということにしますか。

(事務局)

そうですね。

(椎橋座長)

それでは、大塚委員、お願いします。

(大塚委員)

よろしくお願いたします。飛鳥井先生とかぶることも結構多いのですが、3年目となりそれぞれが順調に伸びていることに加えて、策定時にかなり議論したコーディネーターの動きについて順調に効果が見えていることは大変うれしい報告だと思って伺いました。事前に幾つか伺って、説明にも入れ込んでいただいたのですけれども、私も数点、気になるところを申し上げたいと思います。1つは、総合支援会議が順調に6回開催されているとのことですが、もし可能であれば個別の具体の詳細事例ではなくて、会議をやる中で次の計画に向けてということもあろうかと思うので、見えてきている課題があればお伺いしたいです。

それから、基礎自治体に対する研修をコーディネーターがバックアップされて大変動きがよくなってきているのだと思います。飛鳥井先生が好事例のお話をされましたけれども、基礎自治体の支援体制の向上の具合など、どういうところがどう変わったか、もし把握できるところがあればお伺いしたいです。

それと、今年度は活用マニュアルを作成して普及をというお話だったのですが、具体的には、各区市町村の総合窓口の方の何人かの、例えばご意見がマニュアルに反映できるような作り方がされるのかどうかお聞きしたいと思いました。

また、今年度は難しいかもしれないですが、自治体はわりと他自治体を見ながら動くところがあるかと思いますが、好事例などをどこか研修の中でベストプラクティスみたいな形で広げていくこともご検討されるといいかなとか、既にされているのかなというこ

とを伺いたいと思いました。

もう1つ、教育庁さんのお話がいろいろ上がっていました。若者たちの状況を日々大学で気になっていますが、3校を指定して取組が始まったということなのですが、そもそも前提となる性教育みたいなのところについて、今回法律が改正されて同意・不同意の問題とかも出てきたかと思うのですが、そうした予防に資する教育の在り方と、この犯罪被害の部分はどういうふうに連携しながらやっていけているのだろうか、もしくは課題があるのだろうかということが気になりました。

また、直接、犯罪被害に結びつけるのはなかなか難しいかもしれませんが、SNSの被害に遭わないということに加えて、リテラシーというのでしょうか。ウェルテル効果ではないかと心配していますが、非常に今、自殺が多くなってきています。本当にSNSによる被害の具合も含めて連鎖しているなという気がしておりますので、事後となる犯罪被害ではなくて、予防に資するところも重要と思っております。その辺りはどのように取り組まれているかなということが気になった次第です。

学校の教員に対する研修がオンラインで1回ということなのですが、どのぐらいの人数、またはどういった教員の層、どういった方々をご参加されているのかが分かると思った次第です。

(椎橋座長)

ありがとうございます。ただいま、大塚委員からおおよそ7点についてご意見、ご質問があったと思います。飛鳥井委員、大塚委員がそれぞれ重要と思われるご質問、ご意見があったと思いますので、後ほどそれに対してどういう形で対応されているのかを含めて事務局からお答えいただき、また、委員の間で議論したいと思います。

続きまして、北野委員からご発言をお願いいたします。

(北野委員)

よろしく願いいたします。私、弁護士をしております、日々犯罪被害者等の方々から相談などを受けております。その立場でお話しさせていただきたいと思います。今日ご報告いただきました中に相談件数が非常に伸びているというお話がございました。これにつきましては、私も最近法テラスとかそういったルートからの犯罪被害者相談の件数がかなり個人的に伸びております、今後ももしかしたら被害者からの相談というのは拡大し

ていく傾向にあるのではないかと考えております。これは必ずしも犯罪の件数が劇的に伸びているというよりは、恐らく広報の効果が上がっていて窓口につながりやすくなっているということかと考えております。そこで、今後相談を含めた被害者の方々への支援の拡大というのがより重要になってくるのだと考えております。

そこで、ご意見を少し申し上げたいと思います。私も東京の三弁護士会の犯罪被害者支援に取り組む弁護士からいろいろ意見を聞いてまいりましたので、それも踏まえてお話をさせていただきます。

主に弁護士というと、法律相談。それから、被害者参加制度、そういった活動をしておりますが、その中で特に東京都さんとの関係でいいますと、経済的な支援の部分が主な関心のポイントになってまいります。こういった事例があったのもう少し支援が拡大できないかなという意見が弁護士のほうからも出ておりますので、それをご紹介させていただきます。

まず、法律相談費用に関しまして、こちらはかなり多くの弁護士が活用させていただいております。非常に助かっているという話も出ているのですが、その中で相談料の支給対象を拡大してほしいというご意見が2件ほどございました。1つの事例は、まず犯罪被害者の方から電話相談があって、本来であれば面接相談を実施して支援すべきだと思ったのですが、その被害者の方が八丈島に住んでいるために面接相談が事実上不可能だったということで、電話相談、もしくはウェブ相談にならざるを得なかったという事例がありました。今の相談料が面接相談に対して支給されているものですから、事実上面接相談が難しい離島部に住んでおられるの方々に対しても相談料の支援ができるような形にさせていただきたいというお話がありました。

それから、もう1つの事例としまして、被害者ご自身は都外に住んでいるのですが、この方は未成年であって、実際の相談は都内に在住している保護者というか親権者の方がされているという事案です。その方がなぜ親元を離れているかということ、全寮制の教育機関に入っておられたということのようです。そういった場合に、実際の相談をされる方は都内に住んでいるので都内の弁護士が相談に対応するのですが、そういった場合、相談の実態に即して東京都に住んでいる方の相談ということで、そちらに対しても相談料を何とか支払うことができないかという意見がありました。

ほかに、今、お見舞金が支給されているかと思うのですが、こちらにつきましても、被害者死亡の場合の見舞金についての意見がございました。今、お見舞金を申請した場合、



ご遺族の中の1人に対して支給されるということになっているようですが、それに関しましては順位が異なる場合はやむを得ないと思うのですが、同順位の親族間であれば分割して見舞金を支給することも検討していただきたいという意見がありました。これにつきまして、親族間は必ずしも一枚岩でない場合がありますので、そういった実態がある場合に対応をお願いしたいということでした。

あと、お見舞金につきましては、傷害の場合のお見舞金については、入院3日間というのはちょっとハードルが高いので、それを引き下げていただけないかということもありました。確かに、骨折などで必ずしも入院をしない場合もございますので、入院が3日間になってしまうと確かに支給の範囲はかなり狭まってくるかなと思いますので、そこもお願いしたいというご意見でした。

それから、今、精神疾患、PTSDなどを発症した場合は支給対象外になっているということで、これは犯罪被害者給付金の要件よりも厳しくなっているということですので、これについても支給対象に加えていただきたいという意見がありました。

それから、転居費用についてですが、現在、支給要件に「その生命、または身体に被害を受けた者」という限定がされていることと、「被害者の住居、またはその付近において犯罪が行われたこと」という2つの要件があるのですが、この2つの要件を撤廃していただきたいという意見がございました。この理由なのですが、「生命、または身体に」という要件に関しては、住居侵入罪とか必ずしも生命、身体に被害を受けたとは言えないような場合に、それでも転居を強いられる場合があるということで、この要件については撤廃をしていただいた上で対応していただきたいという意見がありました。それから「被害者の住居、またはその付近において犯罪が行われたこと」という要件につきましても、例えば盗撮、ストーカー規制法違反、恐喝、強要などで自宅で被害に遭ったわけではないのですが、加害者側に住所を知られてしまっている場合。この場合、確かに相談を受けたら引っ越しできませんかというアドバイスをするような事案かと思いますが、そういった場合にも転居の必要性という点ではかなり高いものがあるということで、これについても支給対象に加えていただきたいという意見がございました。

以上が弁護士から聞き取った意見でございます。先ほど申し上げたとおり、相談件数、それから援助を求める方の数というのは今後増えていくと思いますので、それに万全に対応できるように支援体制を整えていただければなと思っております。以上でございます。

(椎橋座長)

ありがとうございます。ただいま北野委員からも幾つかの点について、相談件数が増えるにつれて、それぞれの支援を受ける要件があるわけですが、それについて要件が厳しすぎるのではないかと、要件を緩和して支援を拡充してほしいというご意見があったということで、またこれについても後でまとめて議論させていただきたいと思います。

それでは、続きまして浅野委員、お願いいたします。

(浅野委員)

よろしく申し上げます。私のほうでは質問というより意見を幾つか言わせていただければと思っております。まず、令和4年度の実績報告を伺いまして、全体的には計画どおりというか順調に進められていると思えました。特にコーディネーターの支援の件数がとても増えていることにうれしい驚きといいますか、コーディネーターが機能されているところは高く評価するところだと思います。都道府県の窓口の方で困る事案等はたくさんあると思いますので、ぜひ継続して実績を重ねていき、ますます活用されるとよいと思えました。

あと、ご報告いただいた区市町村の担当者に対する研修ということで、オンデマンドの配信も今年から実施されているということですので素晴らしい取組だなと思えました。併せて、先ほど大塚先生のほうからもあったのですが、学校の教員に対する研修というところもオンラインで開催というのがあったと思えますけど、学校の先生方はたくさんいらっしゃると思いますので、こちらについてもできる限りオンデマンド配信を活用して、なるべく多くの先生方に見ていただくことは必要だと思えました。

研修等に関するところだと、刑法の改正ですとか、あと性的姿態撮影罪等いろいろ新しく法律が新設されたというところがあります。そういったところは自戒を込めてですが、やはり新しい法律に対応して支援をしていくことがとても大切だと思いますので、今年度の研修からその辺りを十分に反映して行っていくことが必要だと思います。学校の先生方、区市町村の方々には、特にそういう立場からの誤解ですとか、法律等の改正について知らないというところから二次被害が発生するというところも考えられますので、その辺りの情報を研修の中に折り込むというところを今年度以降進めていただく必要があると思えました。

あと、性犯罪、性暴力のところで、産婦人科が協力医療機関数133機関ということで、

実際の機関数が伸びているということなのですからけれども、やはり連携するという意味ではリストに名前が上がっているだけではなくて、実質的な協力関係がどのくらいできるかということが大切だと思います。今年度については、協力機関の数は特に目標値には挙げていないということなのですが、引き続き連携の中身を重視していくことが必要だと思います。特に私のほうの関係でいいますと、精神科医、医療機関との連携もまだまだPTSDとか被害者の方のトラウマに対応できる医療機関数というのは、東京都であってもまだまだ足りない状態、不足している状態、なかなかリファー先が見つからないという状態がありますので、そちらのほうの連携も引き続き都のほうで進めていただきたいと思います。

あと、今年度から性犯罪・性暴力対策については「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」というのも出されましたので、第4期東京都犯罪被害者等支援計画に捉われず、できることをこの機会に進められるとよいと思っております。さらなる強化の方針を受けた対応については引き続き私のほうもいろいろ注視していきたいと考えております。以上でございます。

(椎橋座長)

ありがとうございました。ただいま浅野委員からも2年度の実績について基本的に高く評価されました。また、コーディネーターの機能とか、あるいは区市町村、先生方への研修について今後もそれらを進めてほしいとの要望がありました。さらには、刑法が改正されたということで、それへの体制というものを整えるべきだと。そして性犯罪に対する関係機関の実質的な協力連携というものが大事だというご意見であったと思います。

最後になりますが、糸賀委員から、お願いいたします。

(糸賀委員)

よろしくお願いいたします。私は新あすの会の会員ということで参加しておりますが、会員は会員なのですからけれどもあまり今、活動がなくて、その代わりと言っては何ですけど、元のあすの会のメンバーで「にじの会」という会を作っているのですね。そこで今、法務省の矯正局のことを毎月勉強させていただいています。

さて、今、皆さんのお話を聞いた中で性犯罪の被害者の相談がすごく増えているということなのですが、私は法テラスに14年ぐらい情報提供職員としていたことがあったの

ですが、その間、やはり性犯罪の人というのは相談してくるその水面下にどれくらいの被害者がいるか。電話してくる人というのはまだいいと思うのですね。私は21年前の殺人事件の遺族として参加させていただいているのですけれども、それだけやはり、こういう心の中に本当に大きな傷を持ってしまうとどこにも相談できないでいると。あと、大塚先生からSNSでの誹謗中傷とかいじめのお話がありましたが、そのことによって本当に傷ついて自ら命を絶ってしまうとか、なかなか声を上げられないうちに亡くなってしまいう方もとても多いのではないかと思います。その辺のところも何か相談できる窓口があればいいというだけでなく、なかなか相談できない方を引き出してあげることが必要だと思います。

今、犯罪被害者支援条例ができてるのが東京都でも5区市町村しかない。本当は全部の区市町村に条例ができることを私たちは望んでいるのです。なぜかという、お子さんが1人で東京にいて、その方が被害に遭ったといった場合。事例を言うと、家の近くだったのですけれども、3年ぐらい前に学生のとある女性がストーカーみたいので亡くなってしまったのです。その方は実家が長野で。東京都では裁判とかの支援はするのですが、お父さんお母さんは長野に帰ってしまうと、そこでどれだけの支援が受けられるか。精神的な支援ですよ。もちろん殺人事件なので娘さんが戻ってくるわけではないのですけれども、誰にも言えないで苦しんでいる人たちをその地方でも支援できるかどうかということも大きな問題だと思うのです。今、地方でもだんだん条例を制定しているところが増えていますが、東京都は総合相談窓口があるからという意味なのかわかりませんが、もう少し各区市町村に研修をして、条例は制定しようというくらいになること、それが本当に被害者支援のために一番重要なことではないかと思っております。

先ほど言いました、今回、法務省の矯正局で昨年6月に閣議決定された「刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度」。今、この研修がやっと始まるということで、椎橋先生も関わっているのですよね。私はすごく難しいことだと思います。今までは加害者の保護更生をやってきた担当の方が、今度は被害者担当になるといった、とても難しいところだと。でも、被害者担当というからには、本当に被害者の声を聞いてもらって反映してもらわないと「私は被害者担当でやりました」と言うことだけで終わらせてほしくないという思いがあるのです。

この制度というのは新しく始まった制度になるのですけれども、被害者がなるべく早く立ち直るためにとても必要な制度だと思うのですが、逆に加害者のほうも反省。殺人は、

被害者からいうと、反省して謝罪して、償いは別にいいですけど、謝ってもらっても死んだ人は戻ってこないという思いがあり、ただ言わないままで済んでしまうと、犯罪者というのは刑務所に入ったことで罪は償ったで出てこられても、これも本当に悔しい話で。例えばこういう被害者の思いを聞く、知るということが再犯防止につながると考えております。これから始まる制度でありますけれども、ぜひこの制度も定着してほしいと考えております。ちょっと話が飛んでしまってますみません。よろしくお願いいたします。

(椎橋座長)

どうもありがとうございました。糸賀委員からは、性犯罪の被害者になるとしても水面下のなかなか相談できない方がおられるので、どうやって引き出せるかというか、コンタクトを取って相談できるような体制にするかということが大事ではないかのご発言でした。

また、条例ができて支援を受けられる場所と、それからそうでない場所があるので、少しきつい言い方かもしれませんが、格差ができています。どこでも支援が受けられるような体制を作る必要があるのではないかともしも言われました。

さらに、最近、法改正があった被害者の心情聴取・伝達制度に関わっておられるということで、なかなかこれも複雑なところがあると思うのですが、矯正・保護の関係者というのは、どうしても従来から犯罪者が再犯を起こさないようにするというを中心に加害者の立ち直りということを考える傾向があった。しかし、今回の法改正においては、被害者の意見も聞いて、本当に反省しなければ再犯の防止というか、本当に反省の気持ちを持たなければ矯正された、更生したということにはならないし、そして、しかもそれが再犯の防止につながるといふことでなければならぬと。そのことを実行的にできるようなそういう制度にしてほしいということだろうと私は受け止めましたが、そういうご意見を頂きました。

それぞれの5人の委員のご意見を踏まえて、どういう形にしましょうか。重なる部分もありますし、ご質問、それからご意見ということがあって、そのご意見の中には現実的に、全体として見ると、やはりこの2年度目の実績を伺ってそれを基本的には肯定的に評価されていることを前提に、ただ、こういう部分がまだ足りないのだからこういうこともやっていただきたいという部分がいろいろな観点からあって、それは共通している部分が相当あると思いますので、それぞれの観点からどの分野についてどういう進展があるのか、あるい

はどのような対応をされようとしているのかということについて、出されたご質問、ご意見に対応するような形で事務局からご発言を頂ければと思います。それに対してまた委員からご意見、ご質問があれば伺いたいと思います。

(事務局)

委員の皆様、貴重なご意見ありがとうございました。まとめた形でご回答させていただければと思います。まず北野委員から頂きました経済的支援に関してですが、確かに制度が始まって3年目になり、いろいろそういった当初想定していなかったこと等も確かにできてきていると思いますので、頂いたご意見を全て反映できるかというのは分かりませんが、可能かどうかも含めて今後いろいろと検討をしていければと思っています。

事例に関して展開しているのか、どんな取組をされているのかというご意見が飛鳥井委員と大塚委員からありましたけれども、区市町村向けの研修ですとか講演等で紹介しております。しかし、やはり架空の事例として紹介をするという形にどうしてもなってしまいます。今年度、先ほどご説明を差し上げました支援ノートのマニュアルの中にも文字として、こちらも個人情報との関係がありますので加工した形にはなりますけれども、盛り込んでいくということで、区市町村の方にはより広くその辺は周知していけるのかなと考えているところでございます。

あと、幾つか生活文化スポーツ局のほうとか、教育庁のほうで資料3-1の取組についてご質問があったのですが、こちらについては細かく聞き取りをしておりませんが、来年度の会議等でこちらのほうも合わせてご報告できればと思っています。

あと、大塚委員からありましたマニュアルを作る際に区市町村の職員へ意見をもらうのかというご質問ですが、現在そこまで考えてはいなかったのですが、やり方があるのであれば可能な範囲で実施しようと思っていますところでございます。

あと、教員向けの研修についてですけれども、職層を問わずに広く募集をかけておりますので、特に管理職だけとかそういうことではなく、一般の教員も含め受講してくれているという形でございます。

そして、浅野委員からも教員の研修をオンデマンドでというお話があったのですが、実際オンデマンドでやるのが受講者数を増やすことにつながるかというのは、実は事務局としてはちょっと疑問に思っております。むしろ教育庁のほうで10年次研修や新人研修といった研修のカリキュラムをいろいろ組んでおりまして、可能かどうか分からない

いのですけれども、何かそういうところに入れてもらうほうが受講者数を増やせるというか、対面でできるというのも思っています。オンデマンドでの手応えというのが教員向けに関してはあまりないというのが実態ですので、その辺も少し工夫をしていけばいいのかなと思っていますのでございます。

あと、大塚委員からお話がありました、性教育と犯罪被害の関係とかその辺どういう形で学校で授業をやっているかというの、今後機会があれば教育庁のほうに聞いてみるというの必要なと思っています。

あとは、総合支援会議での課題があるのかというお話でしたけれども、特にまだ始めて間もないというのもありますので、大きく会議の方針を変えたほうがいいのではないかという意見は特段今のところメンバーから出ておりませんが、今後回数を重ねていく中で、中身の検討等については発生してくる可能性もあるかなと思っています。

あと、飛鳥井委員から広報についてお話がありましたけれども、予算も限られているというところもありますので、SNSとかなるべく目に触れるような形で今後も地道にやっていくことが重要だと思っていますのでございます。

あと、浅野委員からありましたご意見として、産婦人科の協力医療機関の数ではなくて中身が大事ではないかということなのですけれども、実際我々も実感しているところがございますので、その辺についてもなるべく医療機関と綿密に関係性を保って連携していければなと思っていますし、精神科医の関係ではなかなか進んでいないところがありますので、今年度そこについては力を入れて取り組まなければいけないなと認識しているところでございます。

あと、大規模支援の関係の進捗状況ということで、人権部はファーストチームのメンバーですので、その立場でどういうふうに進んだかというところをご報告させていただきます。

先日、犯罪被害者支援室さんが事務局として、ファーストチームの立ち上げということで、今後の具体的な連絡体制とか、どういったときに招集がかかるものなのか、そのときの課題はどんなことがあるのだろうかということを、担当者のレベルで会合を開いていただいて、私をはじめ、ほかの地検の方とかメンバーの担当者の方が集まって意見交換をしたというところがございます。

(中村室長)

資料3-1の26ページの中の3ページ一番下を御覧いただきたいと思います。緊急支援体制の整備ということで、条例の17条にも入っておりますし、計画にも盛り込まれております。なお、大規模被害者支援とは、多数の死傷者の出た事件・事故が都内で起こった場合の対応についてでございます。「関係機関・団体の役割と相互の連携の重要性の再確認、課題等についての情報共有」とありますけれども、これは具体的に言いますと、被害者支援連絡会は約40の機関・団体が入っている連絡会でございます。飛鳥井先生に委員長を務めていただいています。ずっとコロナで会議ができなかったところ今年1月に3年ぶりに総会を開催し、飛鳥井先生からもお話を頂いて、緊急支援体制の重要性について情報共有を図りました。さらに具体的な議論を進めるために今月の5日にファーストチーム会議を実施しました。ファーストチームとは、40の機関・団体のうち、実際に早期の支援に対応すると思われる警視庁のほか、東京都人権部、東京三弁護士会、東京地方検察庁の4機関をいい、そのほかの機関・団体はセカンドチームとして、それぞれ必要に応じて招集して支援をするという分担になっております。

具体的なファーストチームの会議の内容ですけれども、今お話があったとおり、まずは連絡体制。どういう内容で、ファーストチームの各機関に一斉メールを送信しようとか、それから場所的なのですね。どこに集まって、じゃあ物品はどんなものを集めればいいのかとか、あと被害者の方の宿泊場所の確保をどうしようとか、それから外国人の通訳の要員の確保をどうしようとか、それからこれは東京都のホームページになろうかと思っておりますけれども、被害者の方に向けた総合案内の掲載について、これも速やかにやらなければいけない、どういうふうにするのがいいのかといった内容を話し合いました。引き続きこういった検討を重ねて支援体制の整備を進めるとともに、対応マニュアルの作成に結びつけていきたいと考えております。以上です。

引き続き、警視庁のカウンセリングの公費支出の件数についてお尋ねがありました件についてです。令和4年度中ではないのですが、令和4年の1年間で20件でございます。これは、ワンストップ支援センターの令和4年度中の119件と比べると少ないと思われるかもしれませんが、補足説明をさせていただきますと、支援室に被害者カウンセラーの公認心理師が2人おりますので、その2人が令和4年中に、資料3-1の15ページに記載のありますとおり223件の現場からの要請によるカウンセリングを実施しております。そして、警察は、急性期の対応に力を入れ、中長期はできる限り被害者支援都民センター



に引き継ぐという対応を図っております。よろしいでしょうか。以上です。

(椎橋座長)

今、中村室長から、大規模な事件が起きた場合についてどう対応するかということをお聞きしたので、私からも質問させていただきたいのですけれども、東京で大規模事件が起きた場合に、被害者になる方というのは都民には限らないわけですよね。他県からとか、あるいは外国から来た方、そういうのも視野に入れたご発言を先ほど聞きましたけれども、そういう場合にももちろん直接的な緊急の必要のあることについては、支援は当然全ての方になさるのでしょうか、それ以外のちょっと緊急ではないような経済的支援とか、それから時間がかかるような支援についてはどうするかということまで含めて、もうマニュアルとかそういうのができていらっしゃるのですか。

(中村室長)

まさに今、椎橋先生がおっしゃったことをきちんと整理の上、マニュアルにしていくための取組を進めているところであります。ぜひご協力をお願いいたします。

(飛鳥井委員)

緊急支援は私が言い出しっぺの1人で、東京で恐らく必要だと思い、京都などでも似たような事案が起きていますので、提案させていただいたものです。今、椎橋先生がおっしゃられたように、盛り場の場合はほとんど都民がいないことがあります。秋葉原の通り魔事件のときも、実は都民はほとんどおりませんでした。あのときは、事件発生から48時間後に都民センターでホットラインを立ち上げました。関係者の方や、沢山いた目撃者の方のためのホットラインを立ち上げて、それを総務局からリリースしていただきました。すると、すぐメディアがそれを一斉報道してくれました。ウェブで検索すれば正しい情報が得られるというのが分かりますので、それはとても大事です。SNSなどを通していろいろな情報が錯綜しますので、その前に先手先手で正しい情報を、それはやはり東京都のほうから、大規模な事案の場合は発信していただくのがいいかなと考えて、そのような提案をさせていただきました。

大規模事案の場合、被害者の人たちは、当初は都内におられますけど、すぐ地方にばらばらに散っていきます。そのときはそれこそ椎橋先生が会長をされている全国被害者支援

ネットワークを通じた各地方の被害者支援センターとの連携とか、それから各県警と警視庁の連携とか、それから自治体同士の連携とか、そういう形をつないでいって、途切れない支援をして、また裁判のときに東京に戻ってこられますので、そういう形での途中で切れないような支援ができればなと思います。最近、そういう意味ではオンラインのカウンセリングや相談も充実してきていますので、地方に戻ってもオンラインでつながることが昔よりはできるようになってきました。ただ、実際に運用すると、またいろいろな工夫が必要かと思しますので、引き続き東京都と支援室のほうにはよろしく願いたいと思います。

あと、もう1点。先ほどの事例で、基礎自治体向けの研修のときの好事例という意見もありましたが、多分基礎自治体ごとで進んでいるところとまだまだのところと、いろいろ凸凹があると思います。そこで、例えば条例も整備してすごく進んでいるところの良い例を、ほかの基礎自治体とも共有できるのが一番参考になるかと思って質問させていただいたのですが、何かそういった好事例、こういう取組は都内でも良かったといったものがありましたら教えていただけますか。

(事務局)

事例につきましては、研修会や6区市検討会でもそうなのですが、基本的には加工してしまっていますので、具体的な生での事例というのは展開していないところになります。

(飛鳥井委員)

個別事例ではなくて、基礎自治体の仕組みの事例です。基礎自治体のこういう取組が非常に良いというようなことがあれば教えてください。

(事務局)

取組というのはどういうイメージでしょうか。

(飛鳥井委員)

以前の会議のときに、基礎自治体の例を一斉に挙げるのは大変だからまずは好事例として、この区とかこの市でのこういう仕組みのここは良いと、先進的だというところがあれば

ばそれをぜひほかの自治体とも共有をして参考にしてもらおう。先ほど大塚委員も言われましたけれども、大体自治体は横を見ますので「あそこでああやっていたらうちもやろうかな」という気になるのです。そういう例を東京都が情報収集して、率先して広げるのがとても役に立つかなと思ったのですが。

(大塚委員)

事例そのものは、例えばAさんの事例を加工して使われると思うのですが、その事例を通して区市町村の中でどういうふうに関連をしたり、その事例に取り組んでいるかというシステムが円滑な自治体とシステムがうまく機能しない自治体があると思います。うまくいっていない自治体は円滑に機能している自治体をまねしてほしい、参考にしてほしいということですよ。

(飛鳥井委員)

そうです。

(事務局)

こちらがご質問の意図を正確に把握できず、すみません。具体的にどこどこの区とかどこどこの市とかいうのは伏せていますが、実際こういう流れで取り組んだ事例がありましたというのは、先ほどご説明したように研修の際ですとか何かの機会にお話はするようにして、共有しているところでございます。

(飛鳥井委員)

もうちょっと積極的に情報収集して、発信して、こういう事例がありますよということを紹介したほうが、多分基礎自治体の人には参考になると思います。ただ会議でこうでしたとではなくて、ここの区のこの取組は素晴らしいというところを収集されたほうがいいのではないのでしょうか。

(事務局)

分かりました。今後可能な範囲でといいますか、できるような形があればやっていきたいと思います。

(飛鳥井委員)

可能な範囲と言わずに、それはもう本当に支援計画のうちですから、ぜひやっていただきたいです。

(大塚委員)

今の件は私も重ねてプッシュしておきますけれども、たぶん国レベルでもいろいろ、もしくは例えば要保護児童要対策協議会などの動きとか、障害者領域や介護保険領域などいろいろなモデルをベストプラクティスでよく並べていますよね。ああいうことなのだろうなと思っています。

すみません。1点追加です。先ほどの皆さんの意見とか事務局からの回答を聞いていて思ったのが、やはり今の国の基本計画でも潜在的な被害者の支援ということが非常に重要視されていますが、その中でも今、性犯罪被害というところがとてもクローズアップされて力が入っていると思います。ただ、性犯罪だけではなくて、虐待もDVも他にもさまざまあると思いますが、子どもや障害のある方、外国籍の方、言葉が違う方などさまざまいらっしゃると思うのですね。なかなか自らSOSを出せない、声を上げられないとか、アクセスが難しいという方が多い中で、如何にこちら側から気付くか、キャッチアップしていくかがとても大切だなと思います。東京都さんみたいに専門的なコーディネーターを置いて窓口を進化させていくのはとても大事だと思う一方で、やはり足りないだろうと思うので、幅広く多様な機関の窓口の方々にアンテナを張っていただくことというのはとても大事だと思っているのですね。区市町村研修を進めてくださっていますが、私が最近とても気になっているのは、医療とか福祉とかの関係機関などで犯罪が起きる、被害が生まれている実態にはもう本当に言葉が出ないです。でも、そういう実態がありますし、二次被害も生んでいたりしますので、保健福祉部局等とも連携をして、やはり関係者の方々への、特に二次被害を防ぐような研修の在り方をぜひご検討いただきたいと思います。

それから、先ほど中学1年生と高校1年生には全員にポケットカードが配られたというお話でした。ポケットカードを今どこに持っているかなと思うと、1つ提案です。今年度難しければ来年度ぜひご検討していただきたいと思っていることなのですが、今、自殺対策にも関わっておりまして、子どもの自殺が昨年度は540人で非常に大変なことになりましたけど、例えば中野区では全中学生に1人1台タブレットを配布しておりまして、そのタブレットに最初から自殺相談に関するアイコンがデフォルト、初期設定さ

れているのです。そうすると、タブレットからパーンと相談が出せるということで、それは各学校の先生に行くのではなくて、確か教育委員会の中でそれを受け止めるところがあって、そこからまた学校の先生たちにフィードバックしていったということがあって、かなり予防に資する効果が上がっていると聞いています。「今すぐ死にたい」ではなく、手前の悩み相談が入ってくるらしいのですね。その結果、先生方は大変なご苦勞ですが、でも手前で防げる、ケアができるということのようです。

今、やはり若者たちはSNSとかタブレットとかの世代で、今1人1台タブレットが進んでいますので、例えば教育庁と連携して、そういう中に犯罪被害というアイコンでは困るかもしれないのですけれども、SOSを出しやすいアイコンがデフォルトされているようなことがあると、もしかしたら声を上げにくい人たちがあけてくれるかもしれません。それをやると相談体制も作らなければいけません、少しそういったことも検討していくと、子どもたちにカードやリーフレットを配るだけではなくて、少し具体的な相談へのアクセスが増えることも検討できるのではないかと思った次第です。

(椎橋座長)

委員の皆様からいろいろなご意見、ご質問を頂きまして、基本的には事務局からそれについてどういうふうに対応してきたか、また、対応していくかということをお答えいただきました。最後に今日、もう少しこれだけは聞きたい、これだけは言っておきたいということは何かございますでしょうか。

支援計画、また、それに基づく具体的なマニュアルとかを作ってやり始めて、しかしやり始めてみると想定しなかったということがありますし、それから、当初決めた要件には必ずしも適合しないが、実態としては、こういう場合も支援すべきだという要望は当然上がってくるので、これは北野委員を始め多くの委員の方々からもそういうご意見を聞きました。それらの要望や課題について、なかなか一遍に全てに対してそれじゃあこれはすぐやりましょうというわけにはいかないと思いますので、委員の皆様から今日いろいろなご意見を頂いて、それに対する課題というものが出されたと思いますので、それに対して今後どういうふうに対応していくのか、こういうものについてはすぐ検討しなければいけないとか、こういうものは割とすぐにできそうだとか、これはもう少し時間をかけて検討して、可能な限り早く実現したいとか、いろいろなレベルの問題があると思いますので、今日は2年度の活動という実績を踏まえて、ご意見、ご質問を頂いたということで、それに

対する活発なご意見と意見交換がされたと思いますので、本日はこの辺りで会を閉じたいと思います。それでよろしいですか。ありがとうございました。

それでは、これで議事は終了したいと思います。最後に事務局から何かございますか。

(事務局)

事務局より2件事務連絡がございます。1点目なのですが、議事録についてでございます。議事録につきましては準備ができ次第、委員の皆様にお送りします。発言内容についてご確認いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

2点目なのですが、今後のスケジュールでございます。次回の会議は来年度の開催を予定しております。今回と同時期と考えておりますが、詳細につきましてはまた改めてご連絡差し上げたいと存じますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

(椎橋座長)

どうもありがとうございました。それでは、以上をもちまして本日の会議を終了したいと思います。本日はどうもご出席ありがとうございました。

— 了 —